

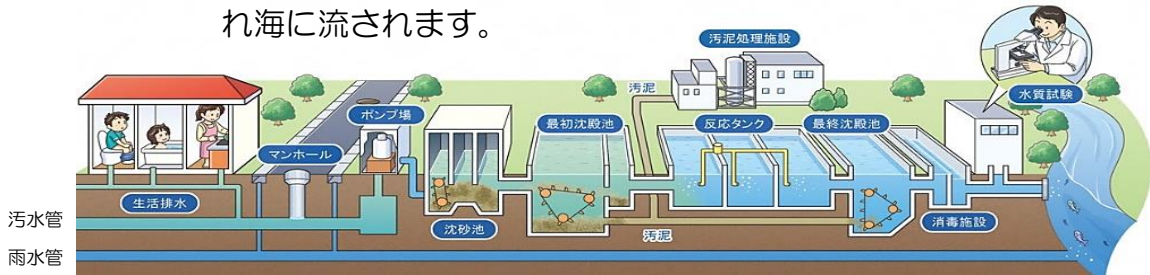
# 与那原町下水道使用料改定（案）について 住民説明会

与那原町

## 1. 下水道の役割

本町の下水道は、雨水と汚水を別々の管に分けて処理する分流式となっています。

- ①雨水管（雨水事業）：まちに降った雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守っています。
- ②汚水管（污水事業）：私たちが家庭で使った後の汚れた水は、県管理の下水処理場で処理され海に流されます。



## 2. 現状と課題

### 2-1 事業の経営健全化

下水道事業は、「汚水私費」の原則に基づき、一部の経費を除いて利用者の使用料で経費を賄うこととされています。しかし、県内の多くの市町村において使用料が適正に設定されていないために、使用料収入が不足し、一般会計からの繰入金に頼っています。安定した経営を実現するためには、接続率の向上、使用料の適正化、効率的な維持管理を行う必要があります。

- ①有収水量 (m<sup>3</sup>)  
：使用料徴収の対象となった汚水量。
- ②使用料収入 (円)  
：使用料として徴収した額。
- ③使用料単価 (円/m<sup>3</sup>)  
：1m<sup>3</sup>あたりの使用料金であり、使用料収入を有収水量で割った額。

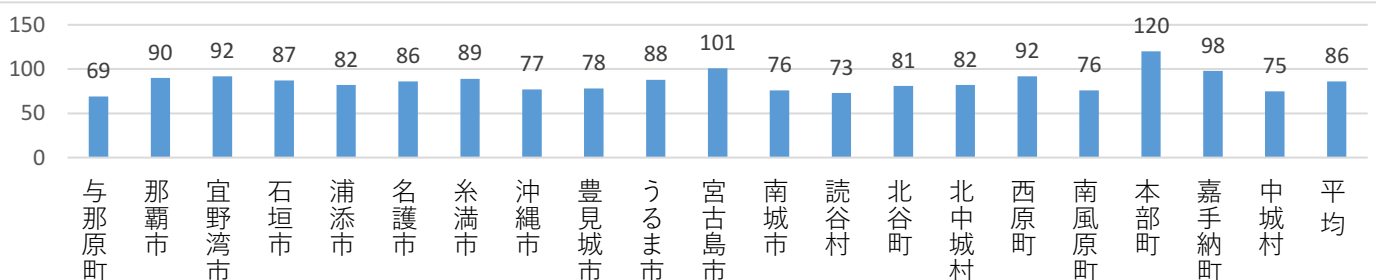
(出典) 令和3年度地方公営企業年鑑

### 2-2 県内市町村との比較

(税抜)

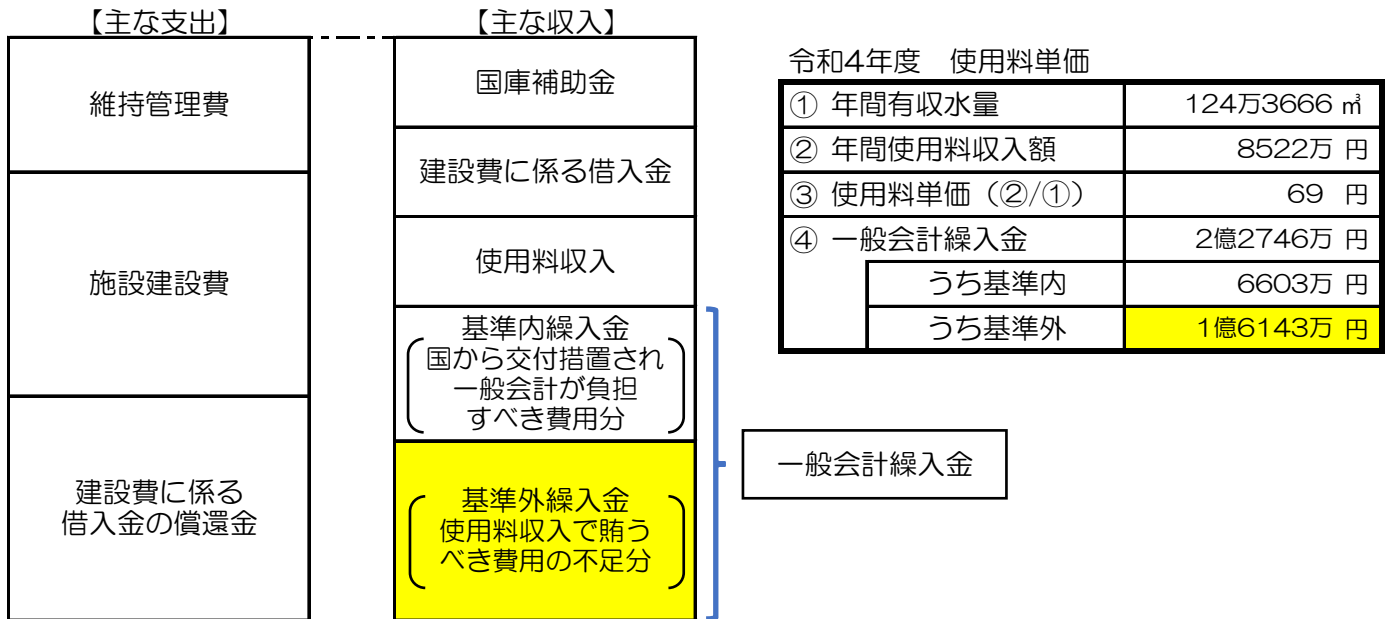
市町村名	年間有収水量 (m <sup>3</sup> ) ①	使用料収入 (円) ②	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> ) ③=②/①	備考
与那原町	124万3666m <sup>3</sup>	8522万円	69	R4年度決算値
那覇市	3376万2988m <sup>3</sup>	30億3746万円	90	R5年6月改定
宜野湾市	924万9982m <sup>3</sup>	8億4855万円	92	
石垣市	114万9222m <sup>3</sup>	9973万円	87	
浦添市	1206万4056m <sup>3</sup>	9億9028万円	82	R5年4月改定
名護市	418万2855m <sup>3</sup>	3億5815万円	86	改定検討中
糸満市	418万0959m <sup>3</sup>	3億7276万円	89	
沖縄市	1480万2770m <sup>3</sup>	11億4414万円	77	
豊見城市	412万4215m <sup>3</sup>	3億1998万円	78	改定検討中
うるま市	789万8338m <sup>3</sup>	6億9517万円	88	
宮古島市	143万3612m <sup>3</sup>	1億4516万円	101	
南城市	77万0704m <sup>3</sup>	5826万円	76	改定検討中
読谷村	81万0790m <sup>3</sup>	5924万円	73	
北谷町	557万3926m <sup>3</sup>	4億4887万円	81	
北中城村	140万5097m <sup>3</sup>	1億1516万円	82	
西原町	153万1315m <sup>3</sup>	1億4066万円	92	R5年5月改定
南風原町	244万6947m <sup>3</sup>	1億8677万円	76	R5年6月改定
本部町	110万0233m <sup>3</sup>	1億3160万円	120	
嘉手納町	232万4705m <sup>3</sup>	2億2715万円	98	
中城村	76万8398m <sup>3</sup>	5773万円	75	改定検討中
平均	554万1239m <sup>3</sup>	4億7610万円	86	

使用料単価 (円/m<sup>3</sup>・税抜)

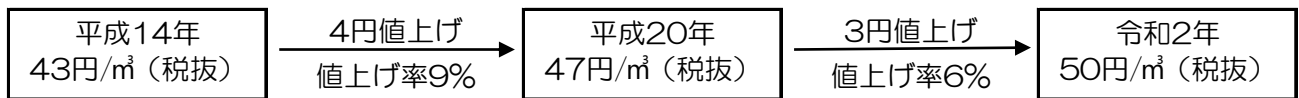


### 3. 下水道使用料改定の必要性

①下水道会計を運営するための収入として、国庫補助金、借入金、使用料などのほか、一般会計からの繰入金があります。繰入金は、国から交付措置され一般会計が負担すべき費用（基準内繰入金）と使用料収入で賄うべきものを一般会計が補っている費用（基準外繰入金）があります。基準外繰入金を減らすことで、より充実した町政運営につながるものと考えられます。



②平成14年度の供用開始以降21年間、料金改定を行っていません。（消費税の引上げは除く）  
 ※ 本町の下水道が供用開始して以来、沖縄県は汚水処理費を2度値上げしています。



以上のことから、下水道使用料の改定が必要と考えます。

### 4. 与那原町下水道使用料収入の特徴

本町の使用料階層は、基本使用料制と従量使用料制の組み合わせで構成されており、多くの県内市町村でも採用されています。

①下水道使用料体系

種別	汚水量 (m <sup>3</sup> /月)	使用料 (円：税抜)
家事汚水	基本	0 ~ 8 : 477
	従量 1(m <sup>3</sup> ) につき	9 ~ 15 : 57
		16 ~ 30 : 66
		31 ~ 50 : 72
		51 以上 : 81
業務汚水	基本	0 ~ 10 : 667
	従量 1(m <sup>3</sup> ) につき	11 ~ 50 : 76
		51 ~ 100 : 86
		101 ~ 200 : 95
201 以上 : 105		
大衆浴場用	1 以上	43
臨時用	1 以上	115

②階層別調定件数及び使用料収入 (令和4年度決算)

種別	汚水量階層(m <sup>3</sup> )	年間調定(件)	年間使用料収入(税抜)
家事汚水	0~8	13,244	632万円
	9~15	13,739	971万円
	16~30	19,359	2572万円
	31~50	4,922	1158万円
	51以上	1,458	1404万円
	小計	52,722	6737万円
	業務汚水	0~10	1,044
11~50		1,018	179万円
51~100		274	146万円
101~200		245	294万円
201以上		234	1091万円
小計		2,815	1780万円
臨時用		11	5万円
合計		55,548	8522万円

## 5. 与那原町下水道使用料検討委員会の開催

令和5年9月から10月にかけて、下水道使用料検討委員会を3回開催しました。委員として学識経験者、利用者代表、法人等の関係者の方々に参加して頂き、慎重に審議した結果、以下の意見を取りまとめました。

- 今まで下水道使用料を安価に抑えて運営していたことを理解した。
- しかし、そのために多額の税金が基準外繰入金として投入されている。福祉や教育などに本来なら活用できたもので、下水道事業と町財政の健全化のため料金改定は必要である。
- SDGsやエコの観点からも東浜水路や海岸の環境改善に寄与する下水道事業は重要なので、その重要性をアピールし、接続率の向上と収入の確保に努めてほしい。
- 使用料改定の理由には納得するが、急激な価格上昇には利用者の理解が得られないだろう。

### 【委員会答申】

本委員会にて慎重に検討した結果、下水道使用料の改定は必要であり、その改定幅としては、以下の「1m<sup>3</sup>当たり20円増額案」が妥当であると判断しました。

与那原町方針：「1m<sup>3</sup>当たり20円増額案」で使用料改定を進めます。

## 6. 下水道使用料改定案

### ◎決定案

県内市町村の平均使用料単価を目安として検討します。

- ・ 家事用の基本使用料に160円増額する。(8m<sup>3</sup>×20円=160円)
- ・ 業務用の基本使用料に200円増額する。(10m<sup>3</sup>×20円=200円)
- ・ 各階層の1m<sup>3</sup>当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
(1m<sup>3</sup>当たり増額=20円/m<sup>3</sup>)

### 体系表

(平均改定率29.0%)

種別	区分	汚水量 (m <sup>3</sup> ) ①	現行 (税抜：円) ②	改定案 (税抜：円) ③	増加額 (税抜：円) ③-②	階層別汚水量 中間値 ④	現行使用料 (税込：円) ⑤	改定後使用料 (税込：円) ⑥	増加額 (税込：円) ⑥-⑤
家事用	基本	0~8 (1m <sup>3</sup> 換算)	477 (59)	637 (79)	160 (20)	8m <sup>3</sup> 以下	524	700	176
	超過 1m <sup>3</sup> につき	9~15	57	77	20	12 m <sup>3</sup>	775	1,039	264
		16~30	66	86	20	23 m <sup>3</sup>	1,544	2,050	506
		31~50	72	92	20	40 m <sup>3</sup>	2,844	3,724	880
		51以上	81	101	20	51 m <sup>3</sup>	3,725	4,847	1,122
業務用	基本	0~10 (1m <sup>3</sup> 換算)	667 (66)	867 (86)	200 (20)	10m <sup>3</sup> 以下	733	953	220
	超過 1m <sup>3</sup> につき	11~50	76	96	20	30 m <sup>3</sup>	2,405	3,065	660
		51~100	86	106	20	75 m <sup>3</sup>	6,442	8,092	1,650
		101~200	95	115	20	150 m <sup>3</sup>	14,032	17,332	3,300
		201以上	105	125	20	201 m <sup>3</sup>	19,373	23,795	4,422
大衆浴場用	1以上	43	63	20	1 m <sup>3</sup>	47	69	22	
臨時用	1以上	115	135	20	1 m <sup>3</sup>	126	148	22	

◎参考案（国の指針案）

国の指針では、適正な使用料単価の目安を150円/m<sup>3</sup>と示していることから、参考として掲載します。

- ・ 家事用の基本使用料に624円増額する。（8m<sup>3</sup>×78円＝624円）
- ・ 業務用の基本使用料に780円増額する。（10m<sup>3</sup>×78円＝780円）
- ・ 各階層の1m<sup>3</sup>当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。  
（1m<sup>3</sup>当たり増額＝78円/m<sup>3</sup>）

体系表

（平均改定率117.4%）

種別	区分	汚水量 (m <sup>3</sup> ) ①	現行	改定案	増加額	階層別汚水量 中間値 ④	現行使用料	改定後使用料	増加額
			(税抜：円) ②	(税抜：円) ③	(税抜：円) ③-②		(税込：円) ⑤	(税込：円) ⑥	(税込：円) ⑥-⑤
家事用	基本	0～8 (1m <sup>3</sup> 換算)	477 (59)	1,101 (137)	624 (78)	8m <sup>3</sup> 以下	524	1,211	687
	超過 1m <sup>3</sup> に つき	9～15	57	135	78	12 m <sup>3</sup>	775	1,805	1,030
		16～30	66	144	78	23 m <sup>3</sup>	1,544	3,517	1,973
		31～50	72	150	78	40 m <sup>3</sup>	2,844	6,276	3,432
		51以上	81	159	78	51 m <sup>3</sup>	3,725	8,101	4,376
業務用	基本	0～10 (1m <sup>3</sup> 換算)	667 (66)	1,447 (144)	780 (78)	10m <sup>3</sup> 以下	733	1,591	858
	超過 1m <sup>3</sup> に つき	11～50	76	154	78	30 m <sup>3</sup>	2,405	4,979	2,574
		51～100	86	164	78	75 m <sup>3</sup>	6,442	12,877	6,435
		101～200	95	173	78	150 m <sup>3</sup>	14,032	26,902	12,870
		201以上	105	183	78	201 m <sup>3</sup>	19,373	36,619	17,246
大衆浴場用	1以上	43	121	78	1 m <sup>3</sup>	47	133	86	
臨時用	1以上	115	193	78	1 m <sup>3</sup>	126	212	86	

改定後の年間使用料収入増額見込

（税抜）

項目	設定条件 増額（円/m <sup>3</sup> ）	改定後（概算）		
		年間使用料収入 予測額	使用料単価	年間使用料収入 増額分
決定案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事用基本料金160円増</li> <li>・ 業務用基本料金200円増</li> <li>・ 各階層1m<sup>3</sup>当たり20円増</li> </ul>	1億1108万円	89円 (29.0%増)	2586万円
参考案 (国の指針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家事用基本料金624円増</li> <li>・ 業務用基本料金780円増</li> <li>・ 各階層1m<sup>3</sup>当たり78円増</li> </ul>	1億8615万円	150円 (117.4%増)	1億93万円